

第6号議案 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
(東灘区向洋町東2丁目)

計 画 書

| 名 称 | 敷地の位置 | 面 積 | 備 考 |
|-----------|----------------|---------|---|
| 一般廃棄物処理施設 | 東灘区向洋町東 2丁目 | 約1.4 ha | <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 容器包装プラスチックの選別施設 (処理能力：50.04 t / 日) 容器包装プラスチックの圧縮梱包施設 (処理能力：41.58 t / 日) 容器包装プラスチックの圧縮梱包施設 (処理能力：54.72 t / 日) ・事業者 大栄環境株式会社 |

理 由

当施設は、神戸市が分別収集する容器包装プラスチックの再利用を図るため、選別・圧縮梱包の中間処理を行うものである。

当敷地は、臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められる。

(参考) 建築基準法関係条文抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。